

(意見内容)

- 1) 介護保険制度に福祉輸送サービス（乗車前の介助、移送、乗車後の介助）を介護報酬の算定対象とすること。

高齢化社会の到来と身体障害者の方々による社会参加の機会の増加に伴い高齢者、身体障害者等が自由に移動できる交通手段が求められている。

ドア・ツー・ドアの機動力のある公共輸送機関として福祉輸送サービス事業（福祉タクシー、介護タクシー、福祉バス等）の社会的役割を果たすことが今後とも重要になってきている。

この時代的要請に鑑み、当福祉輸送サービス事業者は高齢者、身体障害者等の方々の旅客輸送（移送）の推進にあたって、ドライバーの教育研修を独自に実施し、利用者の声に即した福祉車両の開発を進め、国民の信頼と安全が確保されるように努めている。このため、要介護者等の輸送についても介護保険制度の給付対象とされるよう切に要望いたします。

- 2) 介護保険報酬の施設（指定通所リハビリテーション事業所及び指定短期入所療養介護事業所）への送迎について報酬単価を見直されたい。

上記各施設への送迎報酬単価についてはタクシー認可運賃等の比較においてかなり低額である。

2. ヒアリング申請団体(事業者団体)

(32 団体)

目 次
(五十音順)

(社) 愛知県柔道整復師会	24
赤穂市社会福祉協議会	26
大阪市ホームヘルプ協会労働組合	30
大阪府介護支援専門員協会	31
(社) 大阪府私立病院協会	38
岡山地方振興局管内介護支援専門員連絡協議会	39
(社) 岡山県柔道整復師会	42
介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ	43
神奈川県介護支援専門員協会	45
企業組合・労協センター事業団	47
(社) 岐阜県柔道整復師会	49
(社) 京都府柔道整復師会	51
グループすばる	53
現場から公的介護保障を考える会	55
神戸市ケアマネジャー連絡会	57
滋賀県介護支援専門員連絡協議会	59
静岡県柔道整復師会	60
全国介護タクシー連絡研究会	61
全国厚生農業協同組合連合会	63
全日本民主医療機関連合会	65
東京都グループホーム連絡会	67
東京都社会福祉協議会	69
東京都老人保健施設連絡協議会	71
名古屋市在宅介護サービス事業者連絡研究会	73
21世紀老人福祉の向上をめざす施設連絡会	75
日本高齢者生活協同組合連合会	77
(社) 日本精神科病院協会	79
日本労働者協同組合連合会	80
兵庫県介護支援専門員協会	82
ひらつか地域システム会議	83
横須賀市訪問介護事業者連絡協議会	85
(社) 横浜市福祉事業経営者会	87

介護報酬に関する意見（事業者団体ヒヤリング）

●団体の名称

社団法人愛知県柔道整復師会

●代表者氏名

浅井正孝

●団体の概要

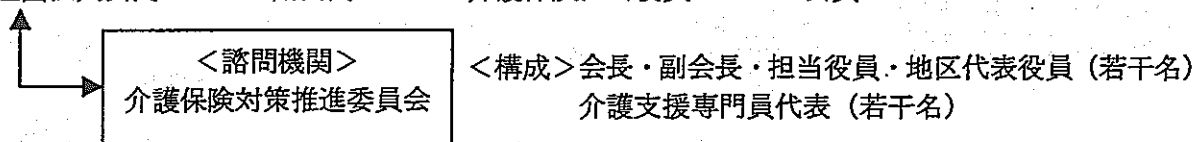
（目的）

柔道整復師の資質の向上を図り学術的研究をなし、さらにその知識及び技能を生かした事業を展開することにより、進んで社会福祉を増進することを目的とする。又その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 柔道整復師道の昂揚に関する事項
2. 柔道整復術の振作に関する事項
3. 柔道整復術の研究及び調査に関する事項
4. 柔道整復業に必要な施設の設置及び経営に関する事項
5. 柔道整復師の補修教育に関する事項
6. 介護保険法にかかる居宅介護支援事業に関する事項
7. その他本会に目的を達成するに必要な事項

（組織構成）

社団法人会長 → 副会長 → 介護保険担当役員 → 会員



（事業又は活動内容）

柔道整復師に関する各種活動の中で介護保険の機能訓練指導員に関する教育並びに指導員活動への参加促進、公的審査会等への参画促進及び居宅介護支援事業所の運営。

●意見内容

柔道整復師による機能訓練について次の2項目を具申する。

1. 特定の資格を有する（ここでは柔道整復師）指導員に対する報酬単価の見直し（加算点数の増額）をすること。
2. 柔道整復師による機能訓練実施に対し好評価を得ていることに鑑み柔道整復師による訪問機能訓練指導員制度を新設すること。

以下にその根拠となる事項を記載する。

I、機能訓練指導員に対する資質向上策実施

- (1) 県社団法人の上部団体である（社）日本柔道整復師会による介護保険担当者研修会実施（傘下各県役員を意識昂揚）

・期日場所 平成13年9月19日(水)於（社）日本柔整会館

・研修内容

<講演> 厚生労働省老健局振興課 中村欣三 課長補佐 殿
演題「介護保険の現状と今後の課題」
<保険担当部員発表 4名>
「柔道整復師と介護保険の係りについて」

(2) 社団法人愛知県柔道整復師会として機能訓練指導員実務研修会の実施（会員代表による介護保険機能訓練指導員研修協議会を組織し運営）

・実施期間

第1回（平成12年7月23日）から第5回（平成13年7月1日）迄

・実施内容

- 第1回【講演】国立療養所中部病院内科医科長 医学博士 遠藤英俊 先生
演題「これからの介護と機能訓練」
- 第2回【講演】愛知医科大学名誉教授 医学博士 市原一郎 先生
演題「骨格筋の微細構造とその神経支配について」
【講演】愛知医科大学教授 医学博士 中野 隆 先生
演題「手指の巧緻運動における筋骨格機構及び中枢神経機構」
- 第3回【研修】 研修協議会メンバーによる研修
①介護保険の実際と機能訓練指導員の役割
②老化についての分子細胞生物学的知識
- 第4回【実技理論】厚生連知多厚生病院 理学療法士 森本和宏 先生
演題「介護保険における機能訓練の基礎」
- 第5回【実技研修】厚生連知多厚生病院 理学療法士 森本和宏 先生
演題「生活の組み立て方と機能訓練の実際」

II、現制度下における機能訓練指導員従事状況・利用者の評価及び問題点

(1) 事状況（愛知県会員）

54名（平成14年1月末現在）

(2) 利用者の評価

サービス利用者には好評を得ており現在アンケートを通じ科学的評価を検討中であるが柔道整復師的アプローチにより機能回復に一層の効果が期待できる。主な内容以下の通り。

- ①集団訓練と並行して規定時間内での個別訓練（特に他動訓練）によりADL改善等の好結果が出ている。
- ②通所サービスを受けることに対し柔道整復師の機能訓練指導を受けることの期待感を増強させることができ（他動訓練時の指導者とのコミュニケーションが原因）在宅介護としての通所介護の成果向上策となっている。
- ③柔道整復師に対し訪問機能訓練指導が受けたいとの要望が強い。
- ④既に科学的評価として残された上肢の機能温存・回復が日常生活の向上に大きな役割を担うという結果を得ている。（学術論文として完成）

(3) 問題点

- ①現制度における加算点数では機能訓練指導員として柔道整復師を雇用してゆくに見合う点数ではない。（好結果を期待できるが経営上採用に躊躇する施設ばかりで現在は柔道整復師のボランティア活動）
- ②訪問機能訓練指導を併用する等の処置をケアプランに組み入れると更に好結果が得られると見込まれても現制度下では出来ない。